

# 業務指示書

## ベトナム国ゲアン省農業振興開発計画策定支援プロジェクト

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年1月13日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 小菅 恵理子 Kosuge.Eriko@jica.go.jp

質問に対する回答： 2016年1月18日 までにJICAホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：農業開発にかかる各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／農業開発）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：農業開発に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 流通】

- 1) 類似業務の経験：流通に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 契約／法制度】

- 1) 類似業務の経験：契約／法制度に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年1月29日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
カウンターパートの出張旅費
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- ( ) 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.0053 円, US\$1 = 120.300 円, EUR1 = 131.900 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
- ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- ( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (1) 実施時期： ～  
 (各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室
- (3) 実施方法：
- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
 (以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)
- ( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。
- a) テレビ会議システム  
 ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備は、コンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
 注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)  
 インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。  
 注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。
  - c) 電話会議  
 上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／農業開発  
 流通  
 契約／法制度

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

38.74 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年2月15日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約) :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上



プロポーザル評価表  
ベトナム国ゲアン省農業振興開発計画策定支援プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/農業開発	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 流通	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 契約/法制度	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2. 業務の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

2014年6月から、日越両国政府間の枠組みである「日越農業協力対話」が開始され、この中で「ベトナム農林水産業の包括的発展のため、2013年5月に日越両国農相間で署名した議事録に即して協力の具体化と推進を行うとともに、民間投資の連携によるフードバリューチェーン構築のための交流・協力の推進を図ること」が目標とされている。この目標を達成するため、ベトナムの63の地方省の中から、ゲアン省がモデル地域の1つとして選定され、同省内においてフードバリューチェーンの構築を進めていくことが日越政府間で合意された。

ゲアン省は、面積がベトナムで最も広い省であり、海岸線82km、平野部2,880km<sup>2</sup>、高原2,890km<sup>2</sup>、山岳部10,720km<sup>2</sup>を有しており、年平均降水量は約1,700mm、年平均気温は25度、湿度は86%である。ゲアン省において農業は、同省のGDPの約25%（2013年）を占め（全国平均は20%）、労働人口の60%（2013年）が従事する（全国平均は50%）主要産業である。ゲアン省の年間農業生産高は、コメ95万トン、トウモロコシ23万トン、落花生5万トン、サトウキビ159万トン、緑茶7万トン、オレンジ3万トン等となっている。これら生産量については、それぞれベトナム国内では中位（20位程度）～上位（1位～3位）に位置し、落花生やオレンジはブランド品として知名度が高い。

2014年6月からわが国は、JICA技術協力プロジェクト「農水産食品の安全性確保のための検査強化プロジェクト」により、ゲアン省内での農産物の安全性検査を通年で実施した結果、使用が禁止されている農薬や基準値を超える残留農薬が検出された。特に検出頻度が低いとされている精米からも残留農薬が検出されるなど、ポストハーベストでの品質管理・安全性の課題があることが確認された。また、一部の農家では農業法人等との契約農業を開始しているが、それ以外の大半の農家では、仲買人等の中間流通業者に販売を依存しているため市場のニーズや動向に関する情報へのアクセスが限定的であり、こうした情報を踏まえて栽培品目を選択したり、自主的に販売先を選んだりできる状況ではない。また、栽培技術が不足しており、市場が求める品質にマッチした農作物を生産することができない。その結果、農家が生産する農作物の品目や品質と市場のニーズ・需要との間にギャップが生じている。

このような背景から、農畜産物のポストハーベスト、流通、販売における透明性と安全性を向上させ、市場ニーズに基づいた農産物栽培を行うフードバリューチェーンの構築が必要とされている。フードバリューチェーンの構築にあたっては、民間セクターとの連携が必須であり、その民間（市場）のニーズに基づいた農畜産物生産を安定的、継続的に実施することが重要である。

かかる問題意識より、ベトナム政府は、官民の関係者が、市場ニーズを常時把握できる機会・組織の構築および契約に基づく農業の導入により、生産者と加工業者、流通業者、販売者間のビジネスを明確化するとともに、とすれば契約が誠実に履行されない現状を改善し、関係者に契約順守の意識を徹底させることを目指すための調査である「ゲアン省農業振興開発計画策定支援プロジェクト」を我が国に要請した。

この要請を受け、JICAは2015年8月～9月に詳細計画策定調査団を派遣して、農業農村開発省およびゲアン省との間でプロジェクトの内容について協議し、2015年10月に協議議事録（RD）の署名を行った。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクトの目的

本業務は、ゲアン省において、「ゲアン省農業振興マスタープラン」および、マスタープランを達成するための「行動計画（アクションプラン）」を作成することにより、市場のニーズを基盤とした農畜産物の種子/種苗/品種開発、栽培、収集および運搬、加工、販売および輸出過程をつなぐフードバリューチェーン構築に寄与する。

#### (2) 期待される成果

- 1) ゲアン省人民委員会の農業振興関連部局の市場ニーズ把握機能が確立する。
- 2) 市場のニーズに合う省内および省外への農畜製品の流通モデルが確立する。
- 3) 市場のニーズに合う農畜製品が生産される。
- 4) 2020年以降、市場のニーズに合う農畜産業がゲアン省全域で実施されるための行動計画が策定される。

(4) 対象地域

ゲアン省全域（面積：16,490km<sup>2</sup>、人口：2,942,900人）およびハノイ市等大消費地

(5) 関係官庁・機関

ゲアン省人民委員会（計画投資局、商工局、科学技術局、交通局、保健局、資源環境局、文化スポーツ観光局、農業農村開発局等）、ゲアン省協同組合協会、農業農村開発省（国際協力局）、ベトナム社会科学院、農業農村開発政策戦略研究所。これらを総じてカウンターパート（C/P）と称す。

(6) 本業務に関連するわが国の主な援助活動

2014年1月21日にJICAベトナム事務所とゲアン省共産党、ゲアン省PPC、MARD・Central Project Office（MARD-CPO）、Vietnam Academy of Water Resources（VAWR）の4者は、今後ゲアン省の農業振興に取り組む事を決定し、同年6月2日付のMinutes of Meetings（MM）で具体的な振興支援内容を合意した。

支援の目的は、ゲアン省において農畜産業のバリューチェーンを構築することであり、このためには2段階のアプローチを採用した。第1段階は、同年6月から2015年9月までを目途としたもので、2014年1月時点で実施中あるいは直近までベトナム国内で実施中であったJICA技術協力プロジェクト（既存技プロ）の成果をゲアン省に導入するというものである。この支援は、主に農産物の生産段階への技術支援を行い、その後始まるバリューチェーン構築への取組に際し、市場（買手）が求める農産物を生産可能とするように下地作りを行うものである。第2段階としては、本業務でバリューチェーン構築のための様々な取組を行うものである。

各成果の導入に当たっては、各既存技プロのC/Pを導入し、ゲアン省側の関連部局のC/Pに対する指導、パイロットプロジェクトサイトの設置、パイロット活動を実施した。導入されたプロジェクトは以下の9件である。

- 1) 北部中山間地域に適応した作物品種開発プロジェクト
- 2) 農民組織機能強化プロジェクトフェーズ2
- 3) 貧困地域小規模インフラ整備計画にかかる参加型水管理推進プロジェクト
- 4) 農産物の生産体制及び制度運営能力向上プロジェクト
- 5) 農水産食品の安全確保のための検査強化プロジェクト
- 6) メコンデルタ地域における効果的農業手法・普及システム改善プロジェクト
- 7) 北西部山岳地域農村開発プロジェクト
- 8) 北西部水源地域における持続可能な森林管理プロジェクト
- 9) 観光開発アドバイザー（個別専門家）

また、2016年3月以降、下記1件のJICA技術協力プロジェクトが開始される予定である。同プロジェクトは、ベトナム北部地域（ハノイ市を含む2市11省）を対象として、安全作物栽培促進、安全作物産地形成と農産物バリューチェーン構築を目標とする。

10) 北部地域における安全作物の信頼性向上プロジェクト

さらに、下記1件のJICA草の根技術協力プロジェクトを2016年1月から3年間ゲアン省で開始予定である。

11) ヘリテージツーリズムによる辺境農漁村の生計多様化プロジェクト

なお、下記1件の有償資金協力事業も2013年3月にLAが署名され、現在ゲアン省にて実施中である。

## 12) ゲアン省北部灌漑システム改善事業

### 3. 業務の目的

本業務は、ベトナムのゲアン省におけるフードバリューチェーン構築の基礎となるよう、「契約農業」を導入し、「ゲアン省農業振興マスタープラン」および、マスタープランを達成するための「行動計画（アクションプラン）」を作成することを目的として実施するものである。

### 4. 業務の範囲

本業務は、2015年10月にJICAとゲアン省人民委員会との間で署名された協議議事録（RD）に基づき実施されるものであり、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) 業務の実施方針と複数年度に跨る業務の実施について

本業務は、「契約」という概念が一般化されていないベトナムにおいてフードバリューチェーンを構築するにあたり、「契約農業」をパイロット事業として導入し、そのトライアンドエラーの結果をもって実施可能性の高いマスタープラン、アクションプランを作成することとする。この場合、契約主体となるのはベトナムおよび日本等の農畜産物生産法人、農協、農民グループ、農畜産物加工業者、流通業者、商社等であり、これら民間の契約農業を本業務に取り込み（本業務でビジネスマッチングを行い、民間の契約成立を促進する）、契約主体が契約を履行するよう本業務から契約主体に対して指導、支援する。さらには、省政府が契約不履行時の罰則規定を理解し、要すれば規定を改定し、その執行も適切に行えるよう指導する。

本業務の構成上、パイロット事業の民間の契約農業の成立とその履行に要する時間を正確に想定できないため、本業務フェーズ分けはせず、プログレス・レポートとインテリム・レポートにて調査の進捗と成果の達成見込みを確認する。

#### (2) C/P 実施体制

本業務におけるフードバリューチェーンの構築では、ゲアン省人民委員会の下にプロジェクト管理委員会（Project Steering Committee：PSC）を組織し、組織構成および役割は以下のとおりとする。

PSC 委員長：ゲアン省人民委員会副委員長

PSC メンバー：計画投資局副局長、商工局副局長、交通局副局長、資源環境局副局長、文化スポーツ観光局副局長、農業農村開発局副局長（必要に応じてメンバーおよび委員長と協議し、他局からも追加可能）

PSC の役割：① JICA との協議に基づき、本業務の方向性を示し、その承認を行う

② 本業務に必要なカウンターパート予算をゲアン省人民委員会に要請する

③ 本業務実施に必要なスタッフの配置をゲアン省人民委員会に要請する

④ 傘下に、市場の農畜産物のニーズ、貿易・輸出の動向、農家・農協および農業法人の農産物生産可能性等に関し、双方向情報交換を行うプラットフォームを設置する

⑤ ゲアン省人民評議会および人民委員会への本業務の進捗報告を行う

さらに、ゲアン省プロジェクト管理委員会の下にプロジェクト実施ユニット（Project Management Unit：PMU）を組織し、組織構成および役割は以下の通りとする。

PMU 責任者：農業農村開発局副局長

PMU 副責任者：ゲアン省人民委員会文化外務部長、農業農村開発局 栽培部長、商工局 計画財務部長

PMU 会計責任者：農業農村開発局 会計責任者

PMU メンバー：農業農村開発局職員、財務局職員、計画投資局職員、保健局職員、商工局職員、科学技術局職員、交通局職員、資源環境局職員、文化スポーツ観光局職員、ゲアン省協同組合協会（必要に応じてメンバーおよび責任者と協議し、他支局からも追加可能）

PMU の役割：農業農村開発省、JICA 専門家、JICA ベトナム事務所からの支援を受けつつ、コンサルタントと共に本業務を実施する。

また、農業農村開発省は国際協力局を窓口とし、本業務に関する報告を JICA およびコンサルタントから定期的に受け、本業務の円滑な実施のために本業務に適宜助言や支援を行う。本業務終了後は、成果を全国に周知し、普及する役割を担う。

ベトナム社会科学院と農業農村開発政策戦略研究所については、ベトナム国の農業、経済政策を調査、分析し、適切な政策を検討して中央政府に提言する機能を有していることから、本調査における助言機関に位置づけられている。コンサルタントは両機関と定期的にコミュニケーションを取り、本業務の方向性、具体的な業務内容につき助言を受けること。

なお、ゲアン省協同組合協会は、同省の農業農村開発局と同様に組合事業を取り纏める機関であり、本業務のパイロット事業では農協を巻き込む活動が想定されるところ、各農協との調整において助言や支援を受ける機関に位置づけている。

### (3) C/P との密接なコミュニケーションの確保

本業務に対するゲアン省および農業農村開発省の期待は極めて大きく、調査途上において本指示書に明記されていない様々なアイデア・要望が出されることも予想されることから、C/P とは日々のコミュニケーションを良好に保ち、JICA との連絡・相談も密にして、業務を進めること。

C/P の新たなアイデア・要望等については、コンサルタントとして遅滞なく検討し、高い合理性、必要性が認められる場合、JICA に報告し、それへの対応を協議すること。JICA は報告を受け、対応が必要と判断した場合、必要な処置（C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることとする。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、本業務全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じ本業務の方向性について、適宜 JICA に提言することが求められる。

### (4) C/P への技術移転

本業務では、パイロット事業の中で上記 PSC の傘下に「農畜製品のニーズおよび情報を共有、発信できる「双方向情報交換プラットフォーム」」を設立する。本業務終了後も、フードバリューチェーン構築のため、このプラットフォームがゲアン省人民委員会の正式な組織として継続し、機能を発揮するために必要な技術移転を行う事とする。

### (5) ドナーとの関係

以下のとおり、他ドナーはこれまでにベトナムにおける農水産物、食料の安全性・品質向上を図り、輸出促進を目指している。今後、後継案件の開始も予想されることから、適時各ドナーとの情報共有を図ること。

- 1) アジア開発銀行 (ADB) : 「Quality and Safety Enhancement of Agricultural Products and Biogas Development Project」(2015 年 6 月終了)
- 2) Canadian International Development Agency (CIDA) : 「Food and Agriculture Products Quality」(2005 年～2013 年)
- 3) Food and Agriculture Organization (FAO) : 「Strengthening Vietnamese SPS Capacities for Trade-Improving safety and quality of fresh vegetables through the value chain approach」(2010 年～2012 年)
- 4) 世界銀行 (WB) : 「VN-Agriculture Competitiveness Project」(2009 年～2013 年)

5) New Zealand Aid : 「ティエンザン省のドラゴンフルーツの栽培、輸出促進」(2013年～5年間)

#### (6) JICA 専門家および他の JICA プロジェクトとの連携

本業務の最終成果品はマスタープランとアクションプランであり、その作成業務全体をコンサルタントが実施することとなるが、ゲアン省において実際に農業振興を図る場合は、ゲアン省政府による両プランの確実な実施とベトナム中央政府による成果の認識とその普及さらには補助政策の実施が重要である。一般的に、ベトナムの中央政府および地方省政府が計画を実行する場合は、社会経済開発計画に明記される必要があり、ゲアン省においては「ゲアン省社会経済開発 5 ヶ年計画 (2021-2025)」(以下「5 ヶ年計画」)に組み込まれる必要がある。本業務において、コンサルタントはゲアン省政府にマスタープランを 5 ヶ年計画に組み込ませる努力、働き掛けは行えるものの、その効果は限定的である。

よって、本業務と並行して、ゲアン省から別途要請されている「プロジェクトアドバイザー」と「業務調整員 (ゲアン省農業振興開発計画策定支援プロジェクト)」が 2016 年 3 月を目処にゲアン省に派遣される見込みである。両専門家は、本業務の調査、パイロット事業の意義および両プランをゲアン省政府に十分に理解させ、「5 ヶ年計画」に組み込むよう支援する。従って、コンサルタントは、両専門家と日頃から密接に情報共有を行い、両専門家の助言、提案を踏まえて本業務を実施すること。

また、農業農村開発省には「農業・農村開発政策アドバイザー」が 2014 年 9 月から派遣されており、ベトナム全国の農業分野の課題に対し、同省への助言を行っている。また、ベトナムで実施している全ての JICA 農業関連プロジェクトに対しても助言を行っており、他案件での教訓を把握していることから、適宜助言を受け本業務に活用すること。

なお、2.(6)のとおり、10)「北部地域における安全作物の信頼性向上プロジェクト」、11)「ヘリテージツーリズムによる辺境農漁村の生計多様化プロジェクト」、12)「ゲアン省北部灌漑システム改善事業」が同時期に実施される。10)は、ゲアン省から近接する地方省での産地形成を主眼とした農産物バリューチェーンの構築を行うため、本業務に参考となる情報や類似活動が多く発現する見込みである。11)は、本業務と同じくゲアン省で実施する地域・観光振興プロジェクトであり、お土産品などの産品開発や農村観光、農業体験ツアー等も計画されている。12)は、ゲアン省北部に所在する約 30,000ha の既存灌漑施設の改修工事であり、完成すれば農業生産性の向上に大きく寄与する。従って、これらのプロジェクトと情報・経験の共有を行い、活動を連携することで、想定以上の効果が発現される可能性があることから、プロジェクト連携を積極的に行うこと。

さらに、JICA 民間連携スキームを活用した日系企業のベトナムでの調査、実証事業も開始される可能性もある。このスキームを本業務に取り込み、民間企業の本業務への参画を促進する事も積極的に検討すること。

## 6. 業務の内容

### (1) 事前準備 (国内作業) 及びインセプション・レポートの説明・協議

#### 1) 関連資料・情報の収集・分析等

詳細計画策定調査で収集した資料を含む既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

#### 2) インセプション・レポートの作成

上記の結果をとりまとめてインセプション・レポートを作成する。

#### 3) インセプション・レポートの説明・協議等

インセプション・レポートを実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。また、協議議事録 (RD) で確認されている先方実施機関政府との責任の分担関係について確認を行う。

### (2) ベトナムおよびゲアン省の農業セクターを取り巻く現状の把握および分析

- 1) 農業振興における既存社会制度、政策、行政体制、省予算、土地利用状況の利点、課題および課題への対策の検討
  - 2) 農業振興における気候、土地等自然条件上の利点の活用法および不利な点の改善方法の検討
  - 3) 農業振興における既存インフラ施設（圃場・農道・灌漑・流通網・加工施設・防災等）における利点の活用法および不利な点の改善検討および農業振興に必要な新規インフラ施設の提案
  - 4) 農業振興における既存農畜産物の優位性与其他農畜産物の導入可能性の検討（農畜産物生産ポテンシャルゾーンの策定）
  - 5) 農業振興における個別農畜産家と農畜産業法人、農民組織の社会的必要性、役割、規模等についての検討
  - 6) 省人口、周辺省人口、農畜産物の販売先としてターゲットとなりうる省および市場（外国市場含）の人口の将来予測
  - 7) 農畜産物に対する消費者のニーズ予測
  - 8) 既存農畜産物および新規導入可能な農畜産物の将来生産量、販売先、販売量の将来予測
  - 9) 既存農畜産物および新規導入可能な農畜産物の消費者ニーズに対応した生産方法の検討
  - 10) 既存工芸品・特産品の将来需要、販売量予測、販売方法の検討
  - 11) 農業振興を図る際、農畜産物生産者（個別農家、農協、農業法人等）、流通主体、加工業者、販売主体への資本提供（ローン）の必要性の検討と、必要な場合の日本の ODA 事業によるその実施可能性の検討
  - 12) 「農畜産物生産者」、「流通主体」、「加工主体」、「販売主体」が、市場のニーズを基盤とした、「契約」に基づく日常の取引、商業活動、栽培等を実施するための方策の検討
- (3) 契約農業導入に関するパイロット事業の実施

下記 3 項目の成果の発現のため、必要と想定される活動をパイロット事業として実施し、そのトライアンドエラーの結果をもって実施可能性の高いマスタープラン、アクションプランを作成することとする。パイロット事業は、2018 年 9 月（本業務開始後 2 年 6 ヶ月）を目処に終了する事を想定している。

- 1) ゲアン省人民委員会の市場ニーズ把握機能が確立する
- 2) 市場のニーズに合う省内および省外への農畜産物の流通モデルが確立する
- 3) 市場のニーズに合う農畜産物が生産される

なお、これらの成果を発現するための活動は以下の通りとする。パイロット事業実施中に、農畜産業市場の変動、C/P やプロジェクトに取り込む民間企業からの新たなアイデア・要望については、コンサルタントはその合理性と必要性を C/P と慎重に検討した後、JICA と協議し、必要に応じて下記事項の修正、削除および追加を行うこととする。

- 1)-1 Project Steering Committee (PSC) と Project Management Unit (PMU) のメンバーを確認し、不足があれば新メンバーを補強する
- 1)-2 ゲアン省の各種農畜産物の「種子/種苗/品種開発」、「栽培」、「収集および運搬」、「販売および輸出」に関する現状を把握する
- 1)-3 ゲアン省の農畜産物を取り扱う流通主体、加工主体、販売主体のニーズ、ゲアン省および大都市圏の消費者の農畜産物に対するニーズ調査を実施し、概観を把握する
- 1)-4 PMU が、農畜産物生産者、流通主体、加工主体、販売主体、消費者を集め<sup>(註1)</sup>、農畜産物の市場のニーズについて意見交換会を開催する（市場＝買手のニーズ把握）
- 1)-5 PMU が、農畜産物生産者、流通主体、加工主体、販売主体等の既存農畜産品や流通技術、販売システム等の広報のため、展示会／物産展／ビジネスマッチングを開催する（生産者側＝売手の農産品・技術の把握）



- 1)-6 PSC の傘下に、農畜産物のニーズおよび情報を共有、発信できる「双方向情報交換プラットフォーム」が設立される
- 1)-7 1)-3 から 1)-6 で得られた情報と経験を基に、プラットフォームが継続して情報更新を行うために必要な「PSC と PMU の役割」、「情報更新計画」、「人員配置計画」、「予算措置」等を文章として取り纏め、ゲアン省人民委員会で承認されるよう、PSC および PMU を支援する。
- 2)-1 1) で設立したプラットフォームに集約される農畜産物のニーズを基に、経営状況が良好かつ農畜産物の取り扱いに意欲のある「販売主体」を選抜する（選抜においては、各種販売主体（個人販売、農民組織、スーパーマーケット、輸出業者等）を網羅するよう複数選ぶこと）
- 2)-2 2)-1 で選抜された「販売主体」の取り扱いたい農畜産物を確定し、その品質、取扱量、販売時期、販売方法、販売先等を設定する（現在はコメ、野菜、フルーツ（オレンジ、パッションフルーツ、パイナップル、ライム）、工芸作物（落花生、生姜、茶）、塩、豚等を想定しているが、1) で把握されるニーズに適宜変更する）
- 2)-3 2)-2 で選抜された「販売主体」の取り扱い農畜産物の流通を担える流通主体を、プラットフォームから販売主体ごとに選抜する
- 2)-4 1) で設立したプラットフォームに集約される農畜産物のニーズを基に、経営状況が良好かつ農畜産物加工に意欲のある「加工主体」を選抜する（選抜においては、各種加工に必要な原材料（現在はコメ、野菜、フルーツ（オレンジ、パッションフルーツ、パイナップル、ライム）、工芸作物（落花生、生姜、茶）、塩、豚等を想定しているが、1) で把握されるニーズに適宜変更する）を網羅するよう複数選ぶこと）
- 2)-5 2)-4 で選抜された「加工主体」の取り扱いたい農畜産物を確定し、その品質、取扱量、取扱時期、出荷先等を設定する。
- 2)-6 2)-5 で選抜された「加工主体」の取り扱う農畜産物の流通を担える流通主体を、プラットフォームから加工主体ごとに選抜する
- 2)-7 1) で設立したプラットフォームに集約される農畜産物のニーズを基に、3)-1 の既存技術協力プロジェクトによる技術支援対象地域において経営状況が良好かつ市場ニーズに合わせた農畜産物生産に意欲のある「農畜産物生産者」を選抜する（選抜においては、各種生産者（農業法人、農協、個別農家等）を網羅するよう複数選ぶこと）
- 2)-8 2)-7 で選抜された「農畜産物生産者」の生産したい農畜産物を確定し、その品質、生産量、生産時期、出荷先等を設定する。（現在はコメ、野菜、フルーツ（オレンジ、パッションフルーツ、パイナップル、ライム）、工芸作物（落花生、生姜、茶）、塩、豚等を想定しているが、1) で把握されるニーズに適宜変更する）を網羅するよう複数選ぶこと）
- 2)-9 2)-8 で選抜された「農畜産物生産者」が生産する農畜産物の流通を担える流通主体を、プラットフォームから農畜産物生産者ごとに選抜する
- 2)-10 2)-1～2)-9 において選抜された「販売主体」、「加工主体」、「農畜産物生産者」と「流通主体」の間で結ぶ、「農畜産物運搬にかかる運搬契約書（案）」をそれぞれ作成する（契約書の作成にあたっては、関連するベトナム国内法に抵触しないことに留意する）
- 2)-11 2)-10 の運搬契約書（案）の不履行時における罰則規定について「販売主体」、「加工主体」、「農畜産物生産者」と「流通主体」が理解し、了解するよう各関係者に対し研修を行う
- 2)-12 パイロット事業として、現状生産、加工、販売されている農畜産品を対象に、2)-10 の運搬契約書（案）に従い流通主体が運搬できるよう試行する
- 2)-13 2)-2、2)-5、2)-8 で選抜された農畜産品や加工品が、下記 3) の活動で生産が開始された際、2)-10 で作

成された運搬契約書（案）を基に運搬を試行する

- 2)-14 2)-12、2)-13 において試行された結果を基に、運搬契約書（案）の見直しを行い、汎用性と実用性のある契約書の雛形を作成する
- 2)-15 2)-14 で作成された運搬契約書（案）をゲアン省内の農畜産物生産者、流通主体、加工主体、販売主体が日常の取引、商業活動において使用するよう、PSCとPMUが行政指導する
- 3)-1 2014年6月以降既存技術協力プロジェクトが実施してきた、農産物の生産技術（「種子/種苗開発」および「栽培」）の強化を継続して実施する（具体的な技術支援内容は2014年6月2日付署名のMMおよび進捗レポートを参照の事）
- 3)-2 2)-1、2)-4 で選抜された「販売主体」、「加工主体」と2)-7の「農畜産物生産者」との間で結ぶ「農畜産物の生産にかかる栽培契約書（案）」をそれぞれ作成する
- 3)-3 栽培契約書（案）の不履行時における罰則規定について「販売主体」、「加工主体」と「農畜産物生産者」が理解し、了解するよう各関係者に対し研修を行う
- 3)-4 3)-2の「栽培契約書（案）」に従い、「農畜産物生産者」が既存技術協力プロジェクトにより支援された技術を基盤として栽培を開始する
- 3)-5 3)-4において試行栽培された結果を基に、「栽培契約書（案）」の見直しを行い、汎用性と実用性のある契約書の雛形を作成する
- 3)-6 3)-5 で作成された栽培契約書をゲアン省内の「農畜産物生産者」、「流通主体」、「加工主体」、「販売主体」が日常の取引、商業活動、栽培活動において使用するよう、PSCとPMUが行政指導する

(注1) 農畜産物生産者、流通主体、加工主体、販売主体、消費者を集める際、これまで日越農業協力対話に参加した在越日系企業、本邦企業、また今後ベトナムへの事業進出を計画している日系企業等、広く集める事とする。また、日系企業に限らず、ゲアン省所在の経営が良好な農業法人、農協、農家グループおよびベトナム全国の手農業法人も集めることとする。

#### (4) マスタープランの作成と留意事項

(2)の調査結果および(3)のパイロット事業の経験を基に、ゲアン省における市場のニーズを基盤とした「農畜物の種子/種苗/品種開発」、「栽培」、「収集および運搬」、「販売および輸出」過程をつなぐバリューチェーンを実現化するための「ゲアン省農業振興マスタープラン」を策定する。策定期間は2018年12月末（本業務開始後2年9ヶ月）を目処とする。また、同プランが確実に実施されるためには、「5ヶ年計画」に組み込まれる必要がある。当該「5ヶ年計画」は、2020年1月からゲアン省人民委員会傘下の各部局が計画案を作成し、同人民委員会が取り纏めた後、同人民委員会と同省人民評議会がその内容を2020年12月までに最終化する。

留意事項として、本業務は2019年3月に終了予定であり、「5ヶ年計画」案の作成が開始される時期までに10ヶ月ほどの空白が生じる見込みである。この間、別途派遣される「プロジェクトアドバイザー/調整員（ゲアン省農業振興開発計画策定支援プロジェクト）」が継続支援することを想定しているが、マスタープランの作成にあたっては、「5ヶ年計画」に組み込みやすい体系とすることを常に意識し、プロジェクト期間中、日頃からC/Pが主体的にマスタープラン構想に参加するよう配慮、指導すること。

#### (5) アクションプランの作成と留意事項

(4)のマスタープランを達成するための行動計画（アクションプラン）を策定する。農業振興マスタープランが「5ヶ年計画」に組み込まれることを前提に、2021年から開始する具体的なアクションプランを、2018年12月末を目処に作成する。

留意事項として、アクションプラン実施のために、(3)で設立されたPSCとPMU、農畜産業生産者、流通主体、加工主体、販売主体、消費者の役割を明確にすること。また、予算と人員措置がゲアン省人民委員会によって行われるよう、プロジェクト期間中、日頃からC/Pに助言、指導すること。

(6) プログレス・レポートの作成・説明・協議

本業務では、7.(1)に示すとおり、半期に一度を目処にプログレス・レポートを作成し、C/Pに説明して、その内容につき了承を得た後、JICAに提出することとする。

(7) インテリム・レポートの作成・説明・協議

本業務では、7.(1)に示すとおり、プロジェクト開始後1年6ヶ月が経過する時点で、プロジェクト開始時からの成果や調査結果、またプロジェクト後半の調査計画についてインテリム・レポートにまとめ、C/Pに説明して、その内容につき了承を得た後、JICAに提出することとする。

(8) ドラフト・ファイナルレポートの作成・説明・協議

本業務で実施した全ての調査結果、パイロット事業結果をドラフト・ファイナルレポートとして取り纏め、C/Pに説明・協議し、了解を得る。

(9) ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポートに対するJICAおよびC/Pのコメントを受けて、ファイナルレポートを作成し、JICAおよびC/Pに提出する。

## 7. 成果品等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は8)ファイナルレポートとする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、C/Pとの協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

### (1) 報告書等

#### 1) インセプション・レポート

- ・記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等
- ・提出時期：2016年3月上旬
- ・部数：英文10部、越文20部、和文5部、電子データ1部

#### 2) プログレス・レポート1

- ・記載事項：上記6(2)、(3)の経過報告(第一半期の経過報告)
- ・提出時期：2016年9月下旬
- ・部数：英文10部、越文20部電子データ1部

#### 3) プログレス・レポート2

- ・記載事項：上記6(2)、(3)の経過報告(第二半期の経過報告)
- ・提出時期：2017年3月上旬
- ・部数：英文10部、越文20部電子データ1部

#### 4) インテリム・レポート

- ・記載事項：上記6(2)、(3)の成果報告(第三半期を含む18ヶ月間の成果報告)
- ・提出時期：2017年9月下旬
- ・部数：英文10部、越文20部、和文5部、電子データ1部

#### 5) プログレス・レポート3

- ・記載事項：上記6(2)、(3)の経過報告(第四半期)
- ・提出時期：2018年3月上旬
- ・部数：英文10部、越文20部電子データ1部

6) プログレス・レポート4

- ・記載事項：上記6（2）、（3）の経過報告（第五半期）
- ・提出時期：2018年9月下旬
- ・部数：英文10部、越文20部電子データ1部

7) ドラフト・ファイナルレポート

- ・記載事項：上記6（2）、（3）の成果報告（34ヶ月間の成果報告）、マスタープランおよびアクションプラン含む
- ・提出時期：2019年1月中旬
- ・部数：英文10部、越文20部、和文5部、電子データ1部

8) ファイナルレポート

- ・記載事項：上記6（2）、（3）の成果報告（第六半期を含む36ヶ月間の成果報告）、マスタープランおよびアクションプラン含む
- ・提出時期：2019年3月上旬
- ・部数：英文10部、越文20部、和文5部、電子データ1部

(2) その他提出物

1) 収集資料

- ・収集した資料、データおよびそのリスト
- ・提出時期：調査終了時
- ・部数：1部

2) 会議記録（協議記録 M/M）

- ・調査団と C/P の各種協議結果
- ・提出時期：その都度
- ・部数：1部、電子データ1部

3) 各種契約書の雛形、契約ガイドライン

4) 業務月報

コンサルタントは業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む業務月報を作成し、機構ベトナム事務所に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、機構ベトナム事務所に報告するものとする。

- ・今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ・活動に関する写真
- ・詳細活動計画
- ・業務フローチャート

(3) 報告書の仕様

ファイナルレポートの印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

ファイナルレポート以外の報告書はすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

(4) その他、調査報告書作成にあたっての留意事項

- 1) 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- 2) 各調査報告書は、事前に案を機構に提出し、承諾を得ること。
- 3) 各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨通過換算率とその適用年月日を記載すること。
- 4) インセプション・レポート以外のレポートには、巻頭に要約を加えること。

- 5) 調査報告書が分冊形式となる場合には、例えば本編とデータの根拠との照合が容易に行えるよう特に工夫を施すこと。
- 6) レポートの作成にあたっては、華美な装丁等は避け、常識の範囲で極力コストダウンを図ること。
- 7) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

### 第3. 業務実施上の条件

#### 1. 本業務の工程

本業務は、2016年3月上旬に開始し、2019年3月中旬の完了を目処とする。調査実施工程及び各種報告書の提出は以下を想定しているが、より効率的かつ効果的な作業工程があればプロポーザルにて提案すること。

事項	2016年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
国内作業			□									
現地調査			■									
レポート提出時期			▲							▲		
レポートの種類			Ic/R							P/R		

事項	2017年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
国内作業				□								
現地調査	■											
レポート提出時期			▲							▲		
レポートの種類			P/R							In/R		

事項	2018年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
国内作業				□								
現地調査	■											
レポート提出時期			▲							▲		
レポートの種類			P/R							P/R		

事項	2019年		
	1月	2月	3月
国内作業			□
現地調査	■		
レポート提出時期	▲		▲
レポートの種類	DF/R		F/R

#### 2. 業務量の目処と業務従事者の構成

##### (1) 業務量の目処

約 100.07M/M

##### (2) 業務従事者の構成

要員計画の構成分野は以下を想定している。調査内容及び工程を考慮の上、より適切かつ合理的な要因構成がある場合は、上記業務量を超えない範囲において担当分野の変更・追加または、統合・分離について、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、以下に記載の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。なお、業務実施上の必要に応じて現地にて通訳を雇用することを可とする。

##### 1) 総括／農業開発：2号

- 2) 流通：3号
- 3) 契約／法制度：2号
- 4) 販売
- 5) 農業法人／集団経営
- 6) 農作物栽培（工芸作物、穀物等）
- 7) 農作物祭場（野菜、フルーツ等）
- 8) 畜産

- 1) 総括／農業開発：農業開発の総合的知見・経験を備える者。本業務では、フードバリューチェーン構築のために、パイロット事業として契約農業の導入を行う。農産物の栽培から加工、流通、販売といった一連の流れを把握し、市場関係者の要望を十分に理解して、団員間の調整、調査全体を取り纏める能力を有する事。また、「契約」という概念が一般化されていない現在のベトナムにおいて、新たな商習慣を導入する調査となること、また政府内手続きが複雑かつ不明瞭なベトナムにおいて、作成するマスタープランをゲアン省の政策に組み込む必要もあることから、本団員はベトナムでの実務経験を有することが望ましい。
- 2) 流通：本団員は、フードバリューチェーンを構築する重要要素の一つである「流通」分野の知見を有する者。流通分野は前段の生産、後段の加工や販売状況把握が重要であることから、本団員は民間農業法人（生産、流通、販売）との幅広いコネクション、民間流通事業の知見を有することが望ましい。
- 3) 契約／法制度：本団員は、日本およびベトナムあるいは複数の諸外国において、契約にかかる法制度の知見を有し、その履行と運用にかかる経験を有する者。特に、契約不履行時の法手続き、解決方法等の実務経験、さらにはベトナムの法制度の知見やベトナムでの実務経験を有する事が望ましい。

### 3. 現地再委託

本業務においては、現地再委託を想定していない。ただし、現地コンサルタントやNGOを活用したほうが調査を迅速かつ詳細に進めることができると判断する場合は、プロポーザルにて提案すること。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。本委託は見積額に含めること。

### 4. 見積り条件

#### (1) 通訳備上費

英語⇔越語（もしくは日本語⇔越語）通訳の現地備上に係る経費は見積りに計上すること。

#### (2) 技術支援要員備上費

各業務従事者の現地活動において、支援要員が必要とされる場合は、その経費を見積りに計上すること。

### 5. 調査用資機材輸出管理

本業務では調査用資機材については想定していないが、本調査実施のために現地調査に際して本邦から携行するコンサルタント所有の資機材がある場合は、そのうちコンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うこととする。

## 6. カウンターパートの出張旅費

C/P の出張旅費については、円滑な業務実施及びプロジェクト終了後の C/P 機関の自立発展の促進の観点から、実施機関がその財政上の理由等により負担し得ない場合、次の条件により当該経費を C/P に支給することが出来る。なお、精算には証拠書類を必要とする。

- 1) プロジェクト業務に関する用務、目的地であること
  - 2) 交通費、日当・宿泊費であること（但し、支給額はベトナム政府の基準、あるいは JICA ベトナム事務所  
所の基準に準拠する。）
  - 3) 当機構が事前に承認していること
  - 4) C/P 機関からの申請書を取り付けていること
- 経費については分けて見積もることとする。

## 7. 配布／貸与資料

(1) 配布資料：公示時に、電子ファイルで配布します。

－詳細計画策定調査報告書

(2) 閲覧資料：農村開発部 農業・農村開発第一グループ 第一チーム (03-5226-8444) にて以下の資料が閲覧可能となります。

－既存 JICA 技術協力プロジェクトの成果のゲアン省への導入資料 (MM、進捗レポート 2014 年 9 月、2015 年 3 月)

－詳細計画策定調査時収集資料

## 8. 相手国の便宜供与

本業務におけるベトナム政府からの便宜供与は以下のとおりである。

- 1) カウンターパートの配置
- 2) プロジェクト事務所の設置および家具等の備品の設置
- 3) JICA により供与される機材以外で、プロジェクトに必要な機材等の供与、スペアパーツの供与、メンテナンス費の支給
- 4) 医療サービスに関する情報提供
- 5) 身分証明書の発給
- 6) プロジェクトに関連する情報の提供
- 7) カウンターパート予算措置
- 8) 供与機材、プロジェクト車両のベトナム国内輸送費
- 9) プロジェクト車両の運転手の配置

なお、上記便宜供与の遅延等が生じた場合は、適宜 JICA 事務所に連絡し対応につき協議すること。

## 9. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとする。

(2) 業務実施における安全管理・連絡体制

現地業務期間中は、安全管理に十分注意する。当地の治安状況については、JICA ベトナム事務所、在ベトナム日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力



依頼および調整業務を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地作業中の安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

